

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の行政職給料表の下の表中「ト 監査委員会」を「ト 監査委員」に改める。
別表第一の公安職給料表の表五級の部警察署の項中

- 一 次長
- 二 分庁舎長
- 三 特別警ら隊長
- 四 交番所長
- 五 派出所長
- 六 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務

- 一 分庁舎長
- 二 特別警ら隊長
- 三 交番所長
- 四 派出所長
- 五 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務

を

に改め、

同表六級の部警察署の項中

- 一 五級の部警察署の項第一号から第四号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務
- 二 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

- 一 五級の部警察署の項第一号から第五号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務
- 二 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

を

に改め、同表七級の部警察本部の項中

- 一 室長
- 二 隊長
- 三 所長
- 四 監察官
- 五 通信指令官
- 六 聴聞官
- 七 理事官
- 八 秘書室長
- 九 公安委員会補佐室長
- 十 文書管理室長

- 一 室長
- 二 隊長
- 三 所長
- 四 監察官
- 五 通信指令官
- 六 聴聞官
- 七 理事官
- 八 秘書室長
- 九 公安委員会補佐室長
- 十 文書管理室長

- 十一 取調べ監督室長
- 十二 企画官
- 十三 被害者支援室長
- 十四 許可等事務担当室長
- 十五 犯罪情報官
- 十六 子ども女性安全安心対策室長
- 十七 少年サポートセンター所長
- 十八 航空隊長
- 十九 捜査支援室長
- 二十 検視官室長
- 二十一 検視官
- 二十二 性犯罪捜査指導官
- 二十三 国際犯罪対策室長
- 二十四 保護対策官
- 二十五 意見聴取官
- 二十六 通訳センター所長
- 二十七 交通事故分析官
- 二十八 交通管制室長
- 二十九 駐車管理室長
- 三十 交通事故事件捜査統括官
- 三十一 東部運転免許センター長
- 三十二 極左対策室長
- 三十三 災害対策官
- 三十四 国際テロリズム対策室長
- 三十五 五級の部警察本部の項に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

を

- 十一 取調べ監督室長
- 十二 企画官
- 十三 被害者支援室長
- 十四 許可等事務担当室長
- 十五 犯罪情報官
- 十六 子供女性安全安心対策室長
- 十七 少年サポートセンター所長
- 十八 航空隊長
- 十九 捜査指導室長
- 二十 捜査支援室長
- 二十一 検視官室長
- 二十二 検視官
- 二十三 性犯罪捜査指導官
- 二十四 国際犯罪対策室長
- 二十五 保護対策官
- 二十六 意見聴取官
- 二十七 通訳センター所長
- 二十八 高齢者交通安全対策室長
- 二十九 交通事故分析官
- 三十 交通管制室長
- 三十一 駐車管理室長
- 三十二 交通事故事件捜査統括官
- 三十三 東部運転免許センター長
- 三十四 極左対策室長
- 三十五 災害対策官
- 三十六 国際テロリズム対策室長
- 三十七 五級の部警察本部の項に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

に改め、

同部警察署の項中

- 一 副署長
- 二 刑事官
- 三 地域官
- 四 交通官
- 五 地域交通官
- 六 五級の部警察署の項第一号から第五号までに掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

を

- 一 副署長
- 二 刑事官
- 三 地域官
- 四 交通官
- 五 地域交通官
- 六 五級の部警察署の項第一号から第四号までに掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務

附則

に改める。

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。